

発議案第4号

治安維持法犠牲者国家賠償法の制定を求める意見書について

上記の発議案を別紙のとおり地方自治法第99条及び会議規則第14条第1項の規定により提出します。

令和8年3月11日

八千代市議会議長 塚本路明様

提出者	八千代市議会議員	堀口明子
賛成者	八千代市議会議員	伊原忠
	同	飯川英樹
	同	三田登

## 提案理由

国に対し、治安維持法犠牲者国家賠償法（仮称）の制定を強く求める。

これが、本案を提出する理由である。

## 治安維持法犠牲者国家賠償法の制定を求める意見書

戦前、天皇制政治の下で主権在民を主張し、侵略戦争に反対したために治安維持法で政党、団体、個人が弾圧され、多くの国民が犠牲となった。治安維持法が制定された1925年から廃止されるまでの20年間で、逮捕者数は10万人、送検された人は6万8,274人（起訴6,550人）、警察署で虐殺された人は93人、刑務所・拘置所での虐待・暴行・発病などによる死者は400人余りに上っている。

治安維持法は、日本がポツダム宣言を受諾したことにより、政治的自由への弾圧と人道に反する悪法として廃止されたが、その犠牲者に対して政府は謝罪も賠償もしていない。

世界では、ドイツ、イタリア、アメリカ、カナダ、韓国、スペイン、イギリスなどの主要な国々で、戦前、戦中の弾圧犠牲者への謝罪と賠償が進んでいる。1993年の日本弁護士連合会主催の人権擁護大会では、「治安維持法犠牲者は日本の軍国主義に抵抗し、戦争に反対した者として…その行為は高く評価されなければならない」と指摘し、補償を求めている。

再び戦争と暗黒政治が行われることを許さないためにも、国は治安維持法犠牲者に対する国家賠償のための法律を制定し、治安維持法が人道に反する悪法であったことを認めること、犠牲者の名誉回復を図り、謝罪と賠償をすること、治安維持法による犠牲の実態を調査し、その内容を公表することが必要である。

よって、本市議会は国に対し、治安維持法犠牲者国家賠償法（仮称）の制定を強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和8年3月23日

八千代市議会

提出先

衆議院議長様

参 議 院 議 長 様

内 閣 総 理 大 臣 様

法 務 大 臣 様